4　法第三十七条の十四第六項に規定する財務省令で定める場所は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所とする。
一　国内に居所を有する個人　当該個人の居所地
二　所得税法第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者（前号に掲げる者を除く。）　当該非居住者の国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが二以上あるときは、そのうち主たるものとする。）の所在地
5　法第三十七条の十四第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第三十七条の十四第六項の申請書の提出をする者（以下この項において「申請者」という。）の氏名、生年月日及び住所
二　当該申請者の基準日における国内の住所
三　法第三十七条の十四第六項の申請書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地
四　当該申請者が平成二十三年一月一日において国内に住所を有しない場合には、その旨及び同日後最初に国内に住所を有することとなつた日
五　当該申請者が法第三十七条の十四第六項に規定する再交付の申請の場合に該当して同項の申請書の提出をするときは、その旨
六　その他参考となるべき事項
6　施行令第二十五条の十三第十二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類（同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び生年月日の記載のあるもので、金融商品取引業者等の営業所の長に提出する日前六月以内に作成されたものに限る。）とする。
一　基準日における国内の住所の所在地を管轄する市町村長（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の長を除く。）又は特別区若しくは指定都市の区の区長から交付を受けた住民票の写し若しくは消除された住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の住所、氏名、生年月日その他の事項を証する書類をいう。）
二　戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写し
三　外国人登録原票の写し若しくは閉鎖された外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録されている事項又は登録されていた事項を証する書類をいう。）
7　第十八条の十二第二項及び第三項の規定は、施行令第二十五条の十三第十五項に規定する財務省令で定める書類について準用する。
8　金融商品取引業者等の営業所の長は、施行令第二十五条の十三第十六項又は第十七項後段の規定による確認をした場合には、同条第十八項の確認に関する帳簿に、その確認をした年月日及び同条第十四項又は第十七項後段の規定により提示を受けた同条第十五項に規定する書類の名称を記載することにより、当該確認をした旨を明らかにしておかなければならない。
9　法第三十七条の十四第九項の金融商品取引業者等の営業所の長が同項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申請事項（次項において「申請事項」という。）を同条第九項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条の規定の例による。
10　法第三十七条の十四第九項第一号に規定する財務省令で定める方法は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項の定めるところにより申請事項を送信する方法とする。
11　施行令第二十五条の十三第二十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　施行令第二十五条の十三第二十項に規定する申請書の提出をする者の名称及び所在地
二　法第三十七条の十四第九項第二号の承認を受けようとする旨
三　法第三十七条の十四第九項第二号に規定する光ディスク等の種類
四　法第三十七条の十四第九項第二号に規定する光ディスク等の規格
五　その他参考となるべき事項
12　法第三十七条の十四第九項第二号に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。
13　法第三十七条の十四第十項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第三十七条の十四第六項の申請書の提出をした者の氏名、生年月日及び住所
二　非課税口座開設確認書の交付を行わない理由
三　その他参考となるべき事項
14　法第三十七条の十四第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該非課税口座開設届出書の提出をした者の氏名、生年月日及び住所
二　当該非課税口座開設届出書に添付して提出された非課税口座開設確認書に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号
三　当該非課税口座開設確認書に記載された氏名が変更されている場合には、その旨及び当該非課税口座開設確認書に記載された氏名
四　当該非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称
五　当該非課税口座開設届出書の提出年月日
六　非課税口座の開設年月日又は開設予定年月日及び当該非課税口座の記号又は番号
七　その他参考となるべき事項
（非課税口座異動届出書等の記載事項）
第十八条の十五の四　施行令第二十五条の十三の二第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　非課税口座異動届出書（施行令第二十五条の十三の二第一項に規定する非課税口座異動届出書をいう。以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所
二　非課税口座異動届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座の記号又は番号及びその開設年月日
三　変更前の氏名又は住所及びその変更後の氏名又は住所
四　その他参考となるべき事項
2　施行令第二十五条の十三の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　移管前の営業所（施行令第二十五条の十三の二第二項に規定する移管前の営業所をいう。次号において同じ。）の名称及び所在地並びに同項に規定する移管先の営業所の名称及び所在地
二　移管前の営業所に開設されている非課税口座の記号又は番号及びその開設年月日
三　施行令第二十五条の十三の二第二項の移管を希望する年月日
四　その他参考となるべき事項
3　施行令第二十五条の十三の二第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　その提出を受け、又は経由した次に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
イ　非課税口座異動届出書　当該非課税口座異動届出書に係る第一項各号に掲げる事項
ロ　非課税口座移管依頼書（施行令第二十五条の十三の二第二項に規定する非課税口座移管依頼書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。）　当該非課税口座移管依頼書を提出した者の氏名、生年月日及び住所並びに前項各号に掲げる事項
二　非課税口座異動届出書又は非課税口座移管依頼書に係る非課税口座の開設の際に提出を受けた非課税口座開設届出書に添付された非課税口座開設確認書に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号